

拒俄学生軍をめぐって

永 井 算 巳*

(信州大学文理学部)

1 ま え が き

清末に於ける中国留日学生の動向については、それが背負うた民国革命史上に占める歴史的意義の重要さの故に、かねて、わたくしの関心をひくところであつたが、さきに所謂清国留学生取締規則事件にその手がかりを求めて実態の究明を試みていくうちに、当時の日本文部省当局の談話や清国留学生界の声明がともに否定もしくは副次的いみしかもたぬかの如き印象を与えているにかかわらず、この事件の奥底に、光緒31年夏、東京で結成された民族共和革命統一戦線としての中国革命同盟会の存在がはなち難くからみ合っているという事実をさぐりあてることが出来た。というのは、単に、同盟会員たる陳天華の大森海岸投水憤死事件があつたからといういみから許りでなく、更に張文襄公全集^{一九五}電牘⁷⁴の「致成都錫制台 開封陳撫台 濟南揚撫台 貴陽林撫台」にいう「密かに学生の風潮をさぐるのにこれは孫文の逆党が煽動して文部省令に抵抗することに名を借りたもので、げんに死党三四百人凶器を携えて脅衆し上海租界をかくれ藪として革命を実行し、聚衆事をおこすべく上海の同志と連絡し、長江一帶の会匪も之に参加している」とか「学生のうちには孫文に煽惑されている者があり日に排滿革命の説を学生間に遊説し、同党五百人が糾察隊を組織して従わぬ者は暴力で脅迫し、公使楊樞を乱殺することによつて八千余名の留日学生を皆大逆に陥れて帰国を不能とし、終には彼等の用つまり革命へかりたてようとしている」とかの死党や糾察隊が、日本諸新聞に所謂敢死会をさすものであり、その糾察員が概ね私費留学生の急進派であり、排滿革命説を高唱してやまぬ「孫文の逆党」乃至は「煽惑」学生に外ならなかつたこと、而も、これを中日交渉史料^{卷69}^{五〇九〇}の「出使日本国大臣楊樞奏報学生罷学弁理情形摺」に列举された処分要請学生十九名が、同盟会幹部たる宋教仁、田桐以下、韓汝庚 胡瑛 呂復 樊翀 保衡 曾運樞 馮壯猷 龔国煌 龔国輝 王克家 向佐周 朱劍菱 盛儀 劉隸英 龔凌驥 馮世驥 藍永藩という顔ぶれであつたこと、及び、光緒31年10月戊辰に公布をみたきびしい革命取締りの上諭が、その内容にてらして中国革命同盟会を具体的対象としていたものと推論出来るところからなのであつた。ところで、その後、北京政府をしてかくまでも不安にむかわせるに至つた所以を留日学生界の動向との關聯に於て辿りつづけていくうちに、わたくしは、義和團事件を契機にあらわとなつたロシア帝國主義の滿洲侵圧にレヂスタンスしようとした清国留学生界の拒俄義勇隊編成の動きとこれをめぐる北京政府との対立という興味あるひとつの出来事に出会つた。

貧しくはあるが、本稿は、そうした事件を主軸としつつ展開された日露開戦の前夜、つまり、光緒29年から30年にかけての清国学生界の動向を孫文革命との關聯に於てあつづけようと意図したもの以外ならない。

* 信州大学助教授

2 拒俄学生軍の編成と北京政府の局外中立宣言

ロシア軍隊の満洲撤退について、光緒29年3月、突然、七項目に及ぶ新要求が前年調印された協約規定に反してロシア側から要求されるに及び、清国内部の輿論のみならず、事態は俄かに国際的緊張をもたらし、明治三五年一月、日英同盟を結んでかねてから満洲に於けるロシアの動静に監視を怠たらなかつた日本政府の英米両国との協同による嚴重な警告の発動をみ、その警告に接した北京政府が、ロシア公使に対して要求の全面的拒絶の旨を回答するところがあつたにも拘わらず、ロシア側は容易に承引せず、茲に北京政府は窮地へと追込まれるに至つたのであるが、当時こうした祖国の現実を痛憤した留日学生は、直ちに「赴敵致死」の学生義勇軍を編成すべく決議し、ロシアの要求を拒否するからならんば決戦すべき旨を北洋大臣袁世凱に打電し、併せて、かれら学生軍の結成に対する支援を乞うところがあつた。新民叢報(第30号)の「雜評」は右の事情を略述した後、問題の学生軍の組織内容を紹介して次の如くのべている。

第一 定名 学生軍

第二 目的 拒俄

第三 性質 (甲) 代表国民公憤 (乙) 担荷主戰義務

第四 体制 在政府統治之下

第五 組織 (甲) 本部職員 (乙) 隊中職員

本部職員 部長一人 經理科長一人 書記科長一人 運動科長一人 參議科長一人 其余運動員 經理員 會計書記 參議等均無定員

隊中職員 隊長一人 副隊長一人 分隊長三人 特務長一人 參謀員每十人選一人 計編全隊為一中隊

第六 會議 為全軍之總機關 其議員以二種人員組織之 (甲) 本部部長及諸科長 (乙) 隊中隊長副隊長 分隊長及特務長 會議中應立議長一人 臨時選定

第七 軍紀 (甲) 謹守秩序 (乙) 服從命令

第八 籌款 (甲) 出發款項(予先運動 臨時取款) (乙) 尋常款項(学生義務捐 特別捐)

第九 講習 (甲) 操習 (乙) 講課每日均各一時以上

第十 出發 俟特派員得確實警信覆信之後即行出發

第十一 解隊 (甲) 目的已達 (乙) 目的消滅

第十二 附則 (甲) 編隊秩序, 每日照常在校上課課余編班至講習所講習

(乙) 退校次序, 出發既有定期, 即當報告監督及校長退学

つまり、学生軍とは、国民の公憤を代表してツアーリズム・ロシアの満洲侵圧に抵抗すべく留日学生界を母体に組織された愛国的主戰論の先鋒隊ともみなすべきもので、馮自由によれば、鈕永建 葉瀾 秦毓鎰らが発起人となり、各省学生五百余名をあつめて神田錦輝館に大会をもち、藍天蔚を隊長として日々操練する手筈をととのえたのであつたという。してみれば、既に、日本亡命の直後より、清議報によつて「瓜分危言」「亡羊録」をものし「論近世国民競争之大勢及中国前途」「中国積弱溯源論」を發表して「少年中国」の前途のために国民気力の振作を高倡し、愛国と独立と自由とを鼓吹すべく活潑な論陣を張つていた梁啓超が、区区たる学生軍の「拒俄」という目的達成についての実効性をわらう否定的見解に反論を加えて、「学生、義憤にかられ熱誠に動き奮然一死をもつて国に報ず、

これまことに我国人柔弱の積習を振り中国人に愛国心なしとの耻辱を雪ぐに足る」と論評しつつ、よしんば、事に於て具体的な実績をもたらし得ないとしても、国人に敵愾心を振起させ積弱の気を一洗するといういみに於てうるところ多大である。国のよつてたつ所以は「民氣」のみ、我国人をして悉く日本留学生の如くならしめば「俄、強なりと雖も何ぞ曾て長れんや」と称揚おこなかつたものも、蓋し故なしとはしないのである。この学生軍編成以後の事情については、新民叢報^(第33号)が「幾興大獄」という見出しで、「某某二君」が袁世凱に面接要請すべく特派されたところ、袁世凱は葉祖珪に命じて沿岸警戒のため北洋艦隊を出動させる物物しきで彼等に対し、某君の「謀叛など到底企て得ない」との釈明で漸く警戒をとく始末であつたよしを伝え、且つ、袁世凱のかかる態度は、由来するところ駐日公使蔡鈞の飛電によつて端方が「学生ら名は拒俄たるも実は革命を図る、沿海を戒厳し逆党を厳拿せん」ことを急ぎ沿海各省督撫に手配したのによつてと報じている。右の報道は、これを「革命逸史^{初集}」所収の「密論」や「当代名人略下」の陶煥卿の条に併考するとき、大体に於て、疑い得ない事実とすべく、特派員たる某某二君も、湯爾和、鈕永建の両名であつたことを明白にしうる。かくして気負いたつた留日⁹学生の企望は一切拒否され、公使蔡鈞の依頼をうけた日本政府の手で解散を命ぜられるに至つたのである。周知の通り、日露の開戦は、その手段方法に於て内部に意見の相違があつたにしても「奉天三十年」の著者の生々しい現地報告¹⁰からも伺える如く、満洲の永久占領をめざすツアーリズム・ロシヤの侵略政策が義和團事件以来「シナは崩壊しつつある。ロシヤはその別け前に与る権利がある」と豪語して憚らぬ態勢へと向い、ベゾブラゾフの主張が奏功してアレキシエフが極東総督に就任するに至つて武断派の主導権は決定的となり、対清交渉についても、さきの提案七条にかえて、更に、新規五カ条をつきつけて北京政府を脅かし、やがて、鴨緑江をこえて韓国内部に侵略の鋒先をむけるという事態をひきおこした。かくして、ここに「帝国ノ防衛ト経済的活動」とを二大政綱とし「北ハ韓国南ハ福建ノ二点ニ於テ大陸ト最モ緊切ノ関係ヲ有ス」る「帝国」にとつて、このままに事態を放置すればロシヤの満洲に於ける地歩が絶対不動となるのみでなく「多年該半島ニ扶植セラレタル帝国ノ勢力ト利益トハ支持スルニ由ナクソノ結果終ニ帝国ノ存立ヲ危殆ナラシムル迄ニ推移スベキヤ疑ヲ容レズ」と見通されるが故に「韓国ノ安全ヲ計リ随テ又満洲ニ於ケル露国ノ行動ヲ可成条約ノ範囲内ニ限り之ヲシテ韓国ノ安全ニ影響スルコトナカラシメ」るべく決意した日本政府との間に、所謂小村・ローゼン会談をみることとなり迂余曲折のあげく交渉決裂して明治三十七年二月十日の宣戦布告となつたわけであるが、ここにいう朝鮮半島に扶植した多年にわたる帝国の勢力と利益なるものの実情が、客観的にみて、所詮は「空威の飴細工の帝国主義」にすぎず「軍人的帝国主義」でしかなかつたことは、当時はやくも幸徳秋水が指摘したところであり、事実、万朝報^(36年5月17日)の某外国人の書簡も批判している通り、資本の貧困は京釜線敷設の完成すら不可能のままに放置するという有様なのであつたが、「強大帝国主義に従属せる帝国主義」と井上清によつて性格づけられる当時の「日本」政府は、ツアーリズム・ロシヤのありかたを「帝国ノ存立」にかかわる脅威とみ、英米両国の強力な財政的外交的援助にささえられつつ「露国脅威」を呼号して決戦へと突入した¹⁴のである。

事情かくの如くであつたが故に、この間に処する北京政府の態度は微妙複雑であつて、その消息を、順天時報(672号)は

「日俄戦事初起、盈庭聚訟、民間紛紛、街談巷議、京外人心惶惑、有謂宜聯日拒俄、乘勢收回東三省者、有謂宜居間排解、使化干戈為玉帛者、亦有謂宜西幸長安、或南都荆楚金陵、以安王室者、迨後某侍御諫阻西巡、明詔宣示中立、浮議始息、人心始安」

と報道しており、新民叢報(第40,41号)も、各省督撫に發した政府の訓電をあげて

「本處近接出使大臣胡楊兩公使電稱、日俄協商之舉、恐無成局、一旦決裂、我國若守局外、未免有負日本美意、若遽聯日與俄國抗拒、則、兵力又恐不足、且、萬一戰敗、後患更不堪設想、如何處置、務望貴處統籌全局、各抒所見、以便入奏云云」

と云い、これに応じた各省督撫の電奏を当局が「會萃折衷」して密摺上聞したこと、又西幸の巷説についても「言官奏對」の見出しで、某言官がその不可を奏陳し西太后も西巡の意思なき旨をこたえたと述べている。

ここに報道されたもろもろの事実が、可成りに信用すべき確かな事実であつたことは、例えば、清季外交史料に「使俄胡惟德奏日俄戰局遲速必出於和中國宜亟籌應付摺」(卷178)「使日揚樞致外部小村言日俄萬一決裂願中國中立電」(卷180)とがあつて胡揚電稱の内容をさぐりうべく、中日交渉史料^{卷67}_{四九八七}に「軍機處擬致南北洋大臣及各督撫電信」があつて政府当局の苦慮と各地方大官への訓令の実情をみる事が出来、更に、東華統録^{光緒朝}_{二八五}所収十二月の條に、御史汪鳳池が西巡の説を輕卒に陳奏したかどで申飭され且つ爾後妄りに謠言して衆を困惑する者を嚴拿懲弁して人心を靖めようとの論旨がくだつていゝによつて首肯されてよいと思う。この前後に奏陳された多数の意見が果してどの様な主張であつたかについて、試みに29年11月30日2月の間の上奏を列挙すれば

- 滇督撫丁振鐸林紹年致樞垣日俄將戰中國必受其殃請速變法以挽危局電(清季外交史料 卷一八一)
- 皖撫誠勳奏中立難久边防益亟擬請東三省速籌練兵摺(同上)
- 粵督岑春煊致外部日俄開戰宜乘勢收回東三省(同上)
- 直督袁世凱致外部日已宣戰請旨布告中立條規電(同上)
- 孫玉琦胡惟德張德彝揚兆望致外部日俄用兵請速變法電(同上卷一八二)
- 南洋大臣魏光燾致軍機處請代奏電(中日交渉史料 卷69四九八九)
- 御史姚舒密請願頒局外中立規條片(同上卷68四九九四)
- 都察院左副都御史張仁黼條陳局外善後事宜摺(同上四九九六)
- 翰林院侍講學士楊捷三條陳時務摺(同上四九九七)
- 工科掌印給事中謝希銓奏日俄戰局必和亟宜先事予籌收回東省鐵路以復主權摺(同上五〇〇八)
- 出使比國大臣楊兆愷奏中立無援亟宜簡派專使歷聘有約各國以重邦交摺(同上五〇〇九)

などがあり、變法を請うもの、東三省の回収をいうもの、孤立無援を懸念して邦交の重要さをとくものときまざまではあるものの、一貫して流れる基調は局外中立論と云えよう¹⁶が而も、このような局外中立論の奥底に軍機處のいう「日俄開釁、中國不能不局外中立」とみる一種の諦観がひそんでいたことを見逃すべきではあるまいと思う。従て、光緒29年12月27日に¹⁷發せられた局外中立宣言とこれに附隨した各省督撫へのいかめしい戒告や中立規定の頒布も、実は、明治三十七年二月一九日づけ日本官報の「清國中立=闕スル要報」¹⁸や清季外交史料^{二八〇}所収の駐日公使揚樞の外務部宛公文、同書^{二八二}所収の駐露

公使胡惟徳の電奏などから知られる如く、北京政府の自主政策のもたらした成果であつたと云うよりは、むしろ、日本政府の積極的な働きかけに促がされた帰結とよぶのがふさわしい。だから、留日学生界の動きに対しても、そうした北京政府の日和見的态度が反映し、例えば、日露の開戦に際して留日学生の有志が日本軍への従軍志願をしたところ公使揚枢によつて慰撫され、なおも在日華僑と提携して義捐金募集運動を意図したところ、これ又、直ちに阻止されたと順天時報(601号)に伝えられており、その場合、公使揚枢の依拠としたのは、勿論「本国民人は戦争に干預し兵役に往充するを得ず」以下十一項目に及ぶ中立条規の禁止事項の適用ではあつたものの、その背後には、若しロシアが問責した¹⁹場合措辞に窮するからとする前任公使蔡鈞の政治的配慮が西太后を動かしたという事実が介在していたのであつて、ここにも、我々は、開戦のはじめに於て動揺する北京政府の不安な心情をみる事が出来るであろう。ところで、北京政府の局外中立という態度決定には、以上の日露両国に対する国際的顧慮の外に、東華統録^{光緒朝一八五}の「十二月辛亥の論」及び「丙子の論」に言及されている通り、各省の匪徒が妄りに謠言を流布し機に乗じて乱を作さんとする不穩な国内事情が孕まれていたのであつて、その著しい例証としてわれわれは29年3月に於ける上海紳商の広西巡撫王之春弾劾事件をあげておきたい。これは、規模に於て広西全省とその近隣に波及した29年度の大暴動であつたのみか、その性格が巡撫王之春、提督蘇元春、湯寿銘、希賢をはじめ大量の地方官が責任を問われて革職処罰され、これに代つた広西総督岑春煊、貴州提督馮子材らの努力にもかかわらず、暴動の平定は容易に進捗せず、岑春煊自ら再三上奏した程に「吏治の腐敗」をさらけ出し、更に、王之春の借兵借款に起因する²⁰フランスの干渉がこれにからむという重複する政治問題を内包していた広西の暴動について、之を痛憤した広西出身の上海紳商三四百名が3月28日、張園に抗議大会を開いて王之春を弾劾し、北京政府に対して

「北京軍機慶親王各大臣鈞鑒、桂撫王之春、擅借法款法兵、此端一開、各國藉詞干涉、全局瓦解、乞電責阻、并奏另簡賢能撫民督軍、國民幸甚」(「會議彙記」)

という電請を發すると共に、北京同郷会、本地紳商、留日学生界へよびかけ、翌日も引つづき広肇公所で王之春の即時罷免と馮子材の起用、フランス干渉の排除を決議したところ、留日学生界はじめ忽ち各地に反響をよび、広東、杭州、香港などでは、何れも強い意志表示を行つたという事件をさすのであるが、同時に、この問題はロシアの提出した満洲撤兵に関する七要求の拒否をさげんで上海各省の紳商志士が張園に集まり、北京と各国政府あてその旨打電するという動き²¹とからんでいた結果、より深刻な様相をおびるに至つた。抗議電文の内容は、外務部あてのものには「内、主權を失い、外、大衅を招く」点を指摘して俄約の拒否を主張してあり、各国あてのものは

「聞、俄人強敵國、立滿洲退兵新約數款、逼我簽允、現我國全國人民、為之震憤、即使政府承允、我全國國民萬不承認、倘從此、民心激變、偏國之中、無論何地、再見仇洋之事、皆係俄國所致、與我國無涉、幸垂意焉」(「會議彙記」)

という趣旨のものであつて、両者を貫くものは仏露二国に具象される帝國主義に対するはげしい民族的抵抗であつたと云い得よう。

一体、王之春の借兵借款問題とは、勦撫に当ること半歳をへていよいよ拡大する暴動に手をやいた王之春が、折から広西暴動の余波として勃発した雲南省臨安の叛乱に重大な関心をよせていたフランスに諒山駐屯部隊の救援を乞うたこととこの暴動鎮圧の必要経費を賄うため叛乱平定の暁に於ける広西省内の鉄道敷設、鉞山開発及び一切の特権の附与を代償として亨達利洋行に借款の申入れをしたという事実をさし、又、フランスの干渉とは、この時げんに臨安暴動に於て仏兵との間に衝突がおこつていたところからフランス公使が雲南広西の事態を重視して本国の訓令を得「速かに派兵し中国に代つて勦滅」せんことを北京政府に警告したという一連の行動についての反応であろうが、満洲に於けるロシアと時を同じくしたフランスのかかる積極的な行動は、当時に於ける英独日米以下列国の錯雑騒然たる対清政策の展開と国際情勢を思うとき、大局的にみて、そぞろ「在西欧則為防禦計、在東亞則為侵略計」の感なきを得ない。ともあれ、この王之春弾劾事件は、事態が吏治の腐敗に原因して民衆が云わば土匪化して暴動をおこし鎮圧者たる王之春がフランス帝国主義と結び任地たる広西の利権を代償としつつ軍事財政の両面にわたつて、その救いを求めたばかりでなく、上海紳商と留日学生とがはげしく之に抗議しているところに、やがては、孫文革命がうち出されて行くべき客観的条件についての一指標たりうるものを具象する出来事として、清末史上われわれの注目をひく事件であつたとしなければならないであろう。

上述した二度の上諭は、かような事態に対処すべく清末官僚にくだされたものであり、北京政府をして局外中立をよぎなくせしめた日露開戦前夜の国内事情には、この様な性格をおびた気運が、漸くあらわとなりつつあつたのである。

3 学生軍不許可の事情

イ 留日学生界の一般情勢

留日学生界を母体とする拒俄義勇隊の結成が、学生側の期待もむなしく「名は拒俄たるも実は革命を圖る」との理由で悉く抹殺されて了つた次第は既にふれたところであるが、それは、例えば、王之春弾劾事件の際、上海に呼応して香港の士商が、王之春の罷免要求と共に「与東京上海各学生、聯義勇隊、以救中国之危難」と決議したという事実を、如上の政治的社会的全般情況にてらして思うならば、一応の理解は可能と云えよう。だが、それにしても、北京政府が留日学生界の動向に対して何故にかくも危惧警戒したのであつたか、駐日公使蔡鈞から北京政府端方へという伝達経路をもつ「拒俄」即「革命」というこの留日学生観の論理には、果してどの様な具体的必然性が内在していたのであろうか。

拒俄義勇隊の編成をめぐる留日学生界の動向を北京政府がどの様にみていたかについて、順天時報の記事を引用すれば

「近聞、京朝士夫、率以留学為不然、皆謂其不守學規、不求學業、惟是言自由平等、人人以民權為事、日日以革命為宗、至近日更有編為學生軍之舉、名為拒俄、實為作亂云云」(409号「論留學有益而無害」)

とか、

「中国官吏、向以平和模稜、為外交之上策、畏夷如虎者也、況虎而翼之強俄哉、其曰名為拒俄、實

則革命云云者、彼非不知留学生之電告、迫於外界之激刺、蓋深恐民氣不靖、實事求是、將演出外交上之決裂之慘劇、不易收拾也」(711号「論中国去腐敗之方法」)

とかあり、これによつても、北京政府が学生軍結成の動きを「拒俄」に名をかりて「革命」を意図する政治運動だとみなしていたことを伺い思うが、そうした北京政府の態度に、平和をもつて現実を模稜するツアーリズム・ロシヤを憚る外交政策のうらうちされていることはいなみ得ないとはするものの、より根本的には「學則を守らず學業に精勵せず、唯、徒らに自由平等を高唱して民權と革命とを宗旨」とする有様であるから「遊学」はむしろ「詬病」であり、いつそ「国家は游学派遣を禁止」すべきだとする留日学生観が、原因として前提されていた点を見落すべきではなく、げんに、革命逸史^{初集}によれば、所謂吳孫事件を機として結成された留日学生界最初の民族革命主義団体たる「青年会」が、拒俄義勇隊にかりて不振なる青年会の党勢拡張を計ろうと画策したものの、王景芳らの裏切にあつて意の如くすすまず、やがて、学生軍の解散に直面するや、葉瀾、董鴻禔、秦毓鎰、陳天華、程家樞、黃興ら少数有志の手で軍国民教育会なる排滿革命の非合法結社を組織し、鼓吹、起義、暗殺の三方法で活動を開始したとあり、さらに、中国日報³⁰は、「ここ数ヶ月以来、東京の風潮は言論にせよ行動にせよ、革命と仇滿とが叫ばれ義勇隊の結成やら十字会の加入運動やらまことに全国を震動せんばかりである。彼等はただ軍事訓練にのみ熱心で学科を学習しようとはせず、革命を競談するのみで一向に学校に関心をもたず、偶々そうした学生があれば同輩攻撃の的となり駄目な奴だと冷視される有様だ」と、当時の留日学生界の趨勢を伝えている。右にいう数ヶ月以来とみに革命的風潮がたかまつたとあるのは、具体的にはロシヤの滿洲侵圧による國際的緊迫状態のもとで留日学生界に惹起したもろもろの事件のうち、所謂吳孫事件を直接の契機に激成された実情をさすものと考えられるが、この問題については、既に、別稿に於てあらましの考察を終えているのでいまは省略に依り、他のいくつかの事例によつて、「中国日報」の内容的うらづけをしておこう。

周知の通り、孫文³²自伝は、義和団事件以後の数年間を革命風潮初盛時代と規定してその実情にふれ、劉成禹の新年会に於ける革命排滿演說事件、耿元成、沈蚪齋、張溥泉らの国民報の発刊、章炳麟、鄒容の蘇報案を引例しつつ、東京留学界の思想言論が革命問題に集中し、留日学生まず提倡して内地学生これに附和し、革命の風潮が次第に内地に瀰漫して行つたと語り、とくに、壬寅・癸卯の交にかけて廖仲愷夫婦、馬君武、胡毅生黎仲実らが孫文に共鳴して留日学生間に活潑な運動をはじめ、やがて、光緒31年夏に於ける中国革命同盟会の成立に重要な寄与をなしたと述べているが、これを光緒28年東京対陽館で孫文と相識り、陶成章、蔡元培、鄒容、張繼、汪兆銘、宋教仁らと切磋して視聽始末と述懐している章炳麟³³が、自ら宣言文を撰し、孫文梁啓超を賛成人に、3月19日奏力山、馮自由、馬君武、朱菱溪、王家駒、陳猶菴、周宏業、李群、王思誠と相計り、公使蔡鈞の制止と日本警視總監の解散命令とをけつて、上野精養軒に支那亡国二百四十二年記念会を開かんとし、これを機に排滿興漢の民族主義革命を留日学生界によびかけて日清両国の当局を心痛させた事実や明治三六年三月一四日、東京神田の青年会ホールで康某なる一少女が達者な英語で、西太后政権の打倒と清国保全のため近衛、大隈ら日本政治家有志の積極的援助を泣訴する旨の「革命的志士の演説よりも尙お激烈なるいみ」の演説会が開かれて清国留学生や東京帝国大学の聴衆一千余名に「酔えるが如き感

銘』を与えたという事件³⁷、或は、光緒24年以來、清議報によつて西太后政權を論難し「甚だ清廷の忌にふれ」た梁啓超が、28年1月からは新民叢報を發刊して非常な歓迎をうけつつ「新民説」を唱導する一方、同年10月から新小説報⁴⁰を創刊して「新中国未来記」に集約される如き革命的政治理想をえがき出して、後年「鄙人感情之昂、以彼時為最矣」と述懐した程のはげしい啓蒙活動をつづけた後、30年頃から論調漸く変化を來たして「専ら政治革命を言つてまた種族革命を言わず」即ち、立憲君主制、開明専制論へと次第に後退をみせ、而も、その理由をあげて、當時に於ける留学界と内地学生の情態をみるのに革命思想が伝播したため「風潮」が頻發し無制限の自由平等説の流弊のおそるべきを痛感したからだとしている事実⁴²、乃至は、清末革命史上、最も注目に値する定期刊行物のうちに数えられている留日学生界の機關誌たる「江蘇」「湖北学生界」「浙江潮」の三種⁴³が等しく29年春の發刊であり、そのうち、新民叢報、革命軍などと並んで北京政府の言論弾圧の対象となり「査禁悖逆各書示」に加えられるに至つた「浙江潮」が、革命の潮を洶涌せしめ來る象徴といういみで命名され、蔣百里の發刊の詞にも「忍將冷眼、觀亡國於生前、賸有雄魂、發大聲於海上」とうたいあげていたとされ、而も、この「浙江潮」に、前年、渡日留学して辮髪をたち中国国民性の改造をさげんで「スパルタの魂」を投稿しはじめ、彼自身はほぼ民族主義ということて包括出来る思想の所持者であつた若き魯迅が、弘文学院での湯島聖堂參詣の行事に「孔子様とその徒に愛想尽かして了つたから日本へ來たのに又おがむことか」と暫く変な気持ちにさせられたばかりか、そうした感想を抱いたのは「決してわたくし一人ではなかつた」といい、又、恐らくはその前後のことでもあろうが「時は丁度、清の末年で一部の中国青年の心には革命思想がまさに旺盛で凡そ復讐と反抗とを叫ぶものでさえあればたやすく感応をひきおこすことが出來た」とのべて、揚州十日記⁵⁰、嘉定屠城紀略、朱舜水集、張蒼水集、黃肅養回頭など数多くの明末遺民の著作出版が、実は「東京やその他の図書館にもぐり込」んで抄写印刷されて中国内地にもちこまれたものであり、それもつまりは「忘却に委された古き仇恨を復活させ革命の成功を助成しよう」と希望⁵¹してやまぬ留日学生の努力の賜に外ならない旨を物語つていること、さては、早く、唐才常自立軍事件にも關係し29年の拒俄義勇隊の編成に際しては、とくに、軍事訓練の指導に當り、やがて、陳天華、宋教仁らと華興会を組織し、ひそかに哥老会と氣脈を通じつあつたという黃興の動靜などと併考するとき、「中国日報」の報道記事は一段と具体性をもつて我々に実感されうるではないか。

してみれば、当初から「当務忠君愛國之心、念忍辱負重之義、不得放言肆論、自忘其本」⁵³をその模範的なありかたとして嘉稱する北京政府が、所謂吳孫事件の経過にかんがみて私費留學生を主眼とした留日学生の取締り強化にのり出し、小村外務大臣、内田駐清公使、嘉納治五郎東京高師校長ら日本側当事者と慎重に協議をかさねつあつた以上、かかる留日学生界の一般情勢が「詭病」とうけとられ、遊學禁止に値すると危惧されたのは、むしろ、当然であつたとしなければならぬ。

にもかかわらず、留日学生界のこの風潮は、さきの魯迅の敘述や梁啓超の場合の外に、例えば、吳孫事件に憤激して帰国し広西桂林學堂や香山県節隆郷學堂に教師となり大に民族主義を鼓吹して罷免され、再び、日本に留学した胡漢民の事例⁵⁵が示している如き経

緯によつて、いまや、清国内地の学生界にも浸透しはじめ

「近日各省学堂、風潮大起、始於日本影響所被、遂成習染、報館答之、青年和之、……学生至以平權自由諸説、互相激動、甚至昌言革命排滿宗旨、趨向歧而又歧」(順天時報423号) という学校騒動の頻発や

「刻下乱党、以致人心惶惶、凡学堂学生等、均有戒心、其中尤以遊学日本之学生為最、当請旨明諭各学生」(同報440号「録要」)

とかの不穏な空気が東南各省を中心に次第に⁵⁶彌漫し、学生軍の結成をめぐる拒俄問題の動きについても、順天時報(711号)が、日本留学生や上海報館と共に江蘇浙江安徽湖北の各学堂でさかんに抗議大会がもたれたよしを報じているが、これをかの王之春弾劾事件の経緯や学生軍の二代表特派の事情とてらすならば事態は可成りに明白となろう。

かくて、この趨勢は北方にも波及し北京政府の膝もとをさえ驚かすに至つた。29年3月に於ける京師大学堂学生疏争⁵⁶俄約事件がすなわちこれである。

口 京師大学堂学生疏争俄約事件

この事件は、満洲の緊迫化に刺戟された京師大学堂の仕学、師範の両館学生が中心となつて学校当局の承認のもとに大会を開き

- 一 在京官紳は各自の督撫に「力争電奏」かたを要請すること
- 二 全学学生は各自の督撫に同様うつたえること
- 三 全学学生は各省学堂より同様の趣旨を各省督撫に要請かた電致すること
- 四 全学学生は管学大臣に「力争」の代奏⁵⁸を願うこと

の四項目を決議して、即時その手配をしたというのがあらましであるが、彼等の「力争」なるものの内容如何をさぐるために、第四項にかかげられた要請文の論旨を云えば次の通りである。

竊かに思うに、我国の誤りは「聯俄」より甚しきはない。十数年来、当路の大官は聯俄をもつて唯一の国策としてきたが遂に今日の巨禍をもたらずに至つた。カシニ一条約でロシアに不凍港を許した結果、各国紛起して旅順大連威海衛膠州廣州が相次いで失われ、あまつさえ、ロシアはわが祖宗発祥の地たる東三省を何うこと久しく甲午の役で日本を抑え庚子の事件に藉口してここに宿望の侵略を開始し、頃ろ、七項目の新要求をかかげて我国に迫るに及び遂に日英の諸国が之に干渉を加え、今や兩者の衝突は必至の勢となつた。しかも一旦開戦となれば兩者何れが勝つにせよ満洲がわが所有から失われることは勿論であるばかりか大局は破壊し清国自体の瓜分さえ目前に在りとしなければならぬ。想うてここに至れば寒心にたえぬものがある。皇太后皇上のために泣血して縷述するに、今日祖国救亡の途は別に良策なし、唯、日英兩國と聯合して「拒俄」するあるのみ。ロシアの陰險な外交政策はペートル以来の伝統であり、曾てトルコの併呑を企てて失敗するや方針を一変してシベリヤに転じいまや甘言重幣を弄して陽に同情を装いつつ陰に兼併の策を施し、満洲住民の開化を口実に政治經濟軍事の一切をその手に握り黒竜吉林奉天の各將軍もロシアの命にこれ従うという有様となり、かの七項目の新要求の如きわが国の主權と領土とを蔑視すること已に甚しいといわねばならぬ。これにして拒絶の策を図らぬとならば爾後の清国はあげて「白種人」の分割支配に委ねられるに至るであろう。とは云え、人或はロシアの強悍無理は固より然りとするものの、さればと云つて日英兩國の支援も果して信頼出来るかを反問するかも知れないが、これについては弁析の要がある。凡そ一国の強弱興亡は他人のよくするところに非ずして唯われこれをとるのみというのが公理であろう。現在、日英兩國が義によつて我が国を援助するというのも、実は、日本は満

洲と隣しているため一度満洲がロシアの領有に帰すれば日本の孤立は必然であり、同じく英国もまた長江流域の權益に不利を來たす、昨年月英同盟が結ばれた理由もそこにあるのであつて兩國の实情からしてこれはまことにやむを得ぬ処置なのであつた。してみれば、わが国がこの機会に乘じ日英兩國と聯合して拒俄するならば一は則ちロシアの蚕食を阻止し二には則ち大局を保全しうべく而もすみやかに自強を計るに於てまことに得難き好機會ではあるまいか。従つて「聯俄」は有害無利「聯英日」は有利無害だと云い得よう。よろしくクリミヤ戦役のトルコの先例にかんがみるところあるべきである。若しなおも狐疑して拒俄を確定しないとすれば、大勢遂にさりわが国の土崩瓦壊は手を束ねてまつの外なしと考えられるが、これは国民の一分子として報效の責務ある生等の到底忍び難いところ、伏して皇太后皇上の聖断を乞う次第である。この主張は単に生等数人の臆見にあらずして実に国民的要望なのである。力拒俄約、聯盟英日、大局或可図存、藉乎以行新政、宗廟幸甚、國家幸甚——以上につきよう。

一面、祖国をかく迄の危機に迫込んだ長年にわたる為政者の無能と眼前に於ける当局の姑息さとに悲憤の念を抱きながらも、同時に、それ以上に激しい憎悪にもえてツァーリズム・ロシアに抗抵しようとする意識に貫ぬかれた京師大学堂学生のこの要請文について、我々の関心をひくいくつかをあげるならば、「拒俄、聯英日」の主張を明確にうち出しこれを国民的要望であるとしている点が、すでに言及した東京上海を拠点とする学生紳商有志の動きや日露開戦まぎわまで動揺をつづけた北京政府の態度と関連して注目されてよいが、それと併せて、所謂新政なるものの具体的志向内容が不明であるとは云え、ロシアの満洲侵圧という外禍をテコとして国内政治の刷新を要請している態度が、北京政府の現実のありかたに対する忌憚なき批判者たることを示しているが故に、拒俄の主張がそのまま内政刷新の志向と表裏一体の意識関係にあるといういみで第一に指摘されるのである。

次に云えることは、「聯英日」を「拒俄」と対蹠的にとりあげてはいるもののそこには国際政治に処する可成り冷静な理性が働き、とくに、欧米帝国主義一般への慎重な配慮が「白種人」についての警戒心というかたちで動いており、従て、聯英という主張の底には表面の背反にもかかわらず拒俄に通ずる同質性が流れているという点であり、その意識の実体がアジアにうらうちされた祖国の解放と民族の独立という志向であつたことは否定し得ないが、然し、満漢区分のうえにたつ民族的自覚がどの程度にあつたのかに就ては、ここでは未だ不明である。要するに、この要請文は文面から判断する限り、云わば梁啓超の影響裡にある主張であつたとみなして差支ないであろう。

さて、この要請文建白後の事情について、新民叢報(第31号)は、右の争疏を受理した管学大臣が学生の忠憤は称揚しつつも、已に政府当局に於て定見があり弁法に誤りがないうゑに外交折渉は事務が複雑困難であるからよろしく当事者の責任に委ぬべきだといひ且つ学生がみだりに聚論してひとの誤解非難をうけることのない様にと爾後の行動を戒めたと伝え、又、北京政府の内部に於て、京師大学堂学生のうちに両広及び長江一帯の会党に関係している者があるとしてその取締りが論議されたことを報じているが、この記事内容は、順天時報(409号)の、「学生ら刻下已に輕妄此の如し、早くその機を⁵⁹ 押せざれば将来大いに慮るべきものあらん」として拒俄のための学生集會をどしどし解散せしめた政府当局の動靜に関する報道や清季外交史料(卷一)^(七十二)の「鄂督端方致樞垣遵旨查禁

長江一帯革命邪説電」にいう4月から5月にかけて上海の愛国学社の諸生が張園で拒俄大会をもつたこと、留日学生が拒俄義勇隊を組織して長江の票匪を勾引し乱を企てんとしていること、湖北学堂に於て学堂の監督をきびしく浮囂恠謬の徒はたちどころに嚴重処分にあつべき旨決定したこと等の報告事項、更には、東華統録^{光緒朝}二八〇の29年閏5月丙戌の条にある張百熙の奏摺が、「學術人心の根本」である京師大学堂を手はじめに「各省学堂章程」を一律に釐定すべく当今第一通曉學務之人たる張之洞の起用を乞うて

「兼以、近来人心浮動、好為空論、往往有所馳之士、從前未經科學艱苦、概習詛書、妄騰異說、弊由於未入學堂之故、而、惡習所染、深慮及於在堂肄業之生」

とのべた事実とともに、拒俄問題にからむ学生界の動きが北京政府にとつてどの様にうけとられ、又、北京政府の意嚮といかなる關係にたつていたかについて示唆するところ大きいと云えようが、両者対立の消息を端的に示す好例として、我々は、29年7月11日づけ順天時報(454号)の「各学堂示」をあげたいと思う。この内容は、学生一般に対して朝廷興学育才の至意を体してよく校則を恪守し學業に専心し苟くも邪説にかぶれ事端を滋生することなきを戒め、併せて、今後もし学生のうちこの論旨にそむいて革命の邪説を信奉し学校騒動をあえてする者があれば仮借なく嚴罰に処することを「特示」したものであつて、辭句頗るはげしく事態の重大化を示唆するものがあるが、それも実は同年8月庚午の上諭にいう「不逞の徒」が「愛国会社」を上海に創設し「革命の諸邪説」を倡演した事実、つまり、愛国学社事件に關聯していたからに外ならない。

ハ 愛国学社事件

既に、端方の枢垣あて電文にも、4月初のこととして愛国会社諸生の拒俄演説とその取締りについて連絡していたが、一体、愛国会社、即ち、愛国学社とは、章炳麟 蔡元培らが中心となり南洋公学の退学生と上海にたてた学校で、梁啓超⁶¹によれば、清末史上最初の学生の手になる私立学校であつたというが、その趣意書たる「中国教育会公函」⁶²には、一には専制の余毒、二には外人の狡獪さが中国教育界に害悪を与えている現状にかんがみ、28年の春、在上海の同志が發起人となつて企画をたて同年秋冬の交に中国教育会をつくり教科書の出版を行う手筈であつたところ、29年に入つて駐日公使蔡鈞の留学阻止事件に出会つたのを契機として自力による学校の設置を計画することとなり、偶偶惹起した南洋公学事件の退学生有志と協力して、ここに愛国学社を創設するに至つたと設立の由来を述べ、建学の趣旨については、官学一般が「軟骨派の奴隸」をつくるに過ぎないのに対してあくまでも「愛国」学社たることを期するにある点をといている。

ここにいう愛国学社設立の直接動機となつた蔡鈞の留学阻止事件とは、所謂蔡鈞密書事件と所謂吳孫事件とを具体的な内容とすると考えられるが、後者はさておき、前者について少しくふれておくならば、この問題は、所謂吳孫事件の折、吳稚暉によつても詰問された28年1月公使蔡鈞が留日学生の派遣禁止を密奏したという出来事、事態が表面化したのは、明治三五年四月はじめ日本諸新聞に蔡星使鈞致外務部書^{正月初}二日なる一文が掲載されたところから反響をまきおこしたものであるが、この外務部あて密書のあらまはしは、民主の風に酔い革命の議いよいよ肆なる留日学生界の動向を先年湖北^(留才南自主軍事件)の姿また南北の各省に現われざるを免がれ難しと憂慮した蔡鈞が、戊戌政変以来、日本がややともすると

わが逆臣を庇いわが匪徒に祖し且つ暗中、学生を誘引するに作乱の謀を以てするという情態にあるのに慊らず「若し各省更によく永く游学を添派するを停め卒業者をして去るあるも来らしむることなからしめば根株尽く抜け流毒時ありて尽きむ」と述べたというのであるが、東京日日新聞(4.3)も「本社が得たるものは稍々某紙上に記載せられたるものと異同の箇処あり」「信疑の間に彷徨して」今日に至つたといひ、青年国民党幹事高橋神林兩名が四項目の面接質問をしたのにこたえて蔡鈞自ら「密書事件は自分に於て発したることなし、尤もさきに清国の当局に向て留学生の選抜につき大に注意すべき事を申送りしも日本の諸新聞紙上に現われたるが如き書を送りたることは断じてなし」恐らくは何人かの嫉妬中傷に出たものであろうから時日の経過とともに真偽自ら判明すると思ふ旨を語り、また「中外通信」も「無稽なる建議」と之を否定し、ことの真偽は俄かにつかみ難かつたのであるが、真相糾明にのり出した外務者の情報で「該上申書へ最初蔡公使ヨリ直接北京ノ外務部へ提出シ外務部ニ於テハ直ニ南洋大臣劉坤一ニ向テ」送附したもので、日本諸新聞には劉の幕僚陶森甲がもらした旨が確認されたのである。この密書事件は、密書の内容に日本の国情を冷評する箇処があつたところから蔡鈞の無礼をなじる日本側の硬化を招き、他面また「各省中殊に劉坤一(江蘇省日学生)の一派に響て留学生の一部は外国の書物を翻譯するを禁ぜられ自由平等主義などは邪説として口にだにするを許さなくなつた」ため憤激した留学生が蔡鈞に抗議の申入れをするという紛糾を惹起するに至つたのであり、ここにも我々は対立する北京政府と留日学生との姿相や「康有為梁啓超孫逸仙等諸氏の亡命客と穩密の關係」に入りつつあつた留日学生界の動向をよみとることが出来ると思ふ。

次に、南洋公学退学事件についてふれるならば、これは、誰が教習郭某の机上に墨汗をおいたのであるかという実に些細な問題をきつかけとして、教習郭某が日頃から「一切の新書や新民叢報など」の閲読を禁止痛斥する態度に対して鬱積した忿懣を爆發させた五班の学生が、学校当局に郭某の罷免をふくむ善処かたを要求して折渉をはじめ、ついで、全学大会を開いて総弁にうつたえたものの、学校側の拒否にあつたため、「学生は国家生存の要素であるのに教習は学生を奴隸視して種々の束縛を加え総弁また言論の自由を学生から奪わんとしている。かような奴隸教育には到底たえられない」として28年10月17日学生一四五名が一斉退学をするに至つた事件をさすのである。

南洋公学と云えば、当時にあつては北洋公学71と並称されて令名があり、学校当局の干渉も最も少いとされていた学校であつただけに、とくに、反響が大きかつたらしいが、それも、この事件を詳報した新民叢報(第21号)が、当道者に向つて、この事件を単に二百余名の少年たちの浮躁な挙動と輕視してはならぬ。げんに、ここ兩年來、杭州広東その他の諸省で類似の学校騒動が頻発しているではないか。この氣運を見逃してはならない旨の警告を發している如き全般的情况が、既に、大きく展開してはたさなかの出来事であつたからに外なるまい。

かようにして、愛国学社は南洋公学退学生の有力者九名が中国教育会幹事たる蔡元培章炳麟、黄炎培、蔣智由、吳敬恆、蔣維喬と協力して資金難を克服し、南京陸師学堂退学生をも収容して、上海大馬路坵城橋福源里で活動をはじめ、陳範の經營する蘇報を附屬機關として排滿革命を高倡し一時大いに振つたのであるが、間もなく所謂蘇報案がお

こり、同時に内部事情も禍して解散するのやむなきにたち至つた。

愛国学社の運命を決した所謂蘇報案とは、政府の諭告⁷³に「上海各報のうち蘇報近ごろ更に狂吠愈々忌憚なし」と云い、とくに「章炳麟に至りては楯書並びに革命軍の序を作り、又康有為を駁するの一書ありて朝廷を汚穢す、形、悖逆に同じ、鄒容は革命軍の一書を作り謀りて不軌をなす、更に大逆不道たり、彼二人の者同惡相濟し厥罪これ均し……鄒容、章炳麟の如き照律治罪、皆当に処決すべし」と説かれてあるのによつてもさぐりうる如く、章炳麟と鄒容の両名に重点をおいた蘇報関係者の逮捕処罰と蘇報の封禁事件であり、4月以来、政府当局によつて嚴重な監視下にあつた愛国学社が、学生軍の一翼として動いたばかりか、5月に入ると蘇報に次々と革命的論説を掲載し始めた結果、工部局に提訴するという形式をふんで、江督魏光燾の命をうけた上海道袁樹勛と江蘇候補道俞明震が、上海各国領事の諒解を得て鄒容、章炳麟、竜沢厚、陳仲彝、錢錫寿、陳吉甫の六名を逮捕し、閏5月13日には蘇報の發刊をも停止せしめ、即時、彼等を嚴懲に処することによつて租界に巢食う「不逞の徒」に警惕するところあらんとしたのであるが、イギリス側の干渉に妨げられて北京政府の意の如くには事が運ばず、結局、翌年3月、章炳麟に監禁三年、鄒容に同じく二年、他は釈放という判決をみて落着をつげたわけなのであつた。

この蘇報事件に於て有罪と決した兩名逮捕の経緯について、章氏叢書の「鄒容伝」は愛国学社教習吳朧が俞明震に「革命軍」を手渡して密告した旨を伝えているが、その証拠物件となつた「革命軍」⁷⁶とは、字林西報にも訳載された鄒容の主著で、「駁康有為論革命書」と並んで「革命時代最有価値之著作」と高く評価され、前後七篇二万言からなるもので、論旨は、アメリカ合衆国に範をとる「自由独立の中華共和国」の創建をめざし、その理想達成の必須前提として「驅除滿清、光復中国」をさげんだもので、蘇報は本書を紹介しつつ、苟くも種族思想のある者ならば本書をよんで必ずや拔劍起舞、髮衝眉豎するに相違ない。本書が四万万人に普及したならば中国の興隆期すべきものがある。これこそ革命軍の読者に望むところであると論評している。次に、鄒容の自序をかかげるならば

「不文之生、居於蜀十有七年、以辛丑出揚子江、旅上海、以壬寅游海外留經年、錄達人名家言印於腦中者、及思想間所不平者、列為編次、以報我同胞、其亦附於文明國中、言論自由、思想自由、出版自由者歟、雖然、中國人奴隸也、奴隸無自由、無思想、然不文不嫌此、區區微不道者、其有信我為光明正大者、吾不計、吾但信、廬駭華盛頓威曼諸大哲、於地下有靈、必哂曰、孺子有知、吾道其東、吾但信、鄭成功張煌言諸先生、於地下有靈、必笑曰、後起有人、吾其瞑目、文字收功日、全球革命潮、吾言己、吾心不已、

皇漢民族亡國後之二百六十年歲次癸卯三月日⁷⁸
革命軍中馬前卒蜀人鄒容記」

自己のおかれた歴史的境位を「奴隸」であると規定し、奴隸なるが故に「自由」もなければ「思想」ももち得ないと現実直視にたつ自覚から、あるべき自己の姿を求めて、ルソーを慕いワシントンに懐かれた鄒容であるが故に、そのバックボーンには、当然、鄭成功や張煌言への志向がささえとなつている。共和民族革命それが彼のいう革命潮の実体であることは最早やうたがうべくもないであろうが、事情は、之に序文をよせて「抑吾聞之、同族相代謂之革命、異族攘竊謂之滅亡、改制同族謂之革命、驅除異族謂之光復、今中

国既滅亡於逆胡，所當謀者光復也，非革命云爾，容之署斯名何哉，諒以其所規畫者，不僅驅除異族而已，雖政教學術礼俗材性，猶有當革者焉，故大言之曰革命也
共和二千七百四十四年四月余抗章炳麟序⁷⁹

と「革命軍」の革命性を意義づけ、殷周革命の交にかけて「共和」紀元を記した章炳麟の場合に併考すればますます明白となるのである。章炳麟が「支那亡国二百四十二年紀念会」の首謀者としてすでに清末革命史に登場していたことは前記したところであるが、然し、その場合は、何よりも排滿革命論者としてであつた。そうした彼の主張が「哀清史」に露呈されている「今清室の覆亡遠からざるを知る」という現実認識にささえられていたことは推察に難くないが、29年の当時に於ける彼の革命観をより鮮明にも語るものは、「駁康有為論革命書」⁸¹であろう。

これは、保皇会首領たる康有為の「中国祇可立憲，不能革命」というアメリカ華僑に与えた主張への駁論で、全文七千六百字にのぼる詳細なもので、いうところは、現在が康有為の大同論の立場からしても民族主義の時代である所以を以て「正仇滿論」の正しさを繰返えし、ついで「載滌は固より長素の私友にして漢族の公仇」であり「建夷の運は光緒に終り奴児哈赤の祚二百八十八年に尽きん」と論じて康有為の立憲君主制論が「奴隸」の言であるとしたのみか、保皇会の現実的依拠たる光緒帝や清朝それ自体を否定しさり、更に「今の世に在つては合衆共和」をとるべきであり「事成るの後は必ず民主たり、民主の興るは実に時勢の必然である」旨、明白に自己の立場を主張したものと概括出来、その主旨は「革命軍」と何等異なる点がない。

愛国学社によつてたつ指導原理とは、まさしく、このようなものであり、前述した八月庚午の上論とはこの蘇報案によせての駁論に外ならなかつた。

愛国なるが故に革命と革命なるが故に不逞と、この相対立する二つの論理の間には、もはや、妥協のなりたつ余地はない。

「滿漢不分，君民同治」をかかげる保皇会の云わば一種の第三勢力論は、今や決定的に一蹴され了つたのである。

勿論、愛国学社の場合は、鄒容自ら「革命軍中馬前卒」と大書している通り、当時の現実に於ては、最も尖鋭過激な分子のひとつの異常な動きを伝えたものに過ぎぬと評価することも許されてよいであろう。とは云え、その場合にも忘れてならないことは、既に、庚午の上論そのものが

「乃近来各省学生，潜心肄業者，固不乏人，而，沾染習氣，肆行無忌者，正復不免，似此猖狂悖謬，形同叛逆，实為風俗人心之害，著沿海沿江各省督撫，務將此等敗類，嚴密查拏，隨時懲弁，所有学堂条規，併著督飭，認真整頓，力挽澆風，以期經正民興，勿入岐趨，是為至要」^(東華統錄光緒朝一八二)

と明白に告白している如く、そうした一部の過激分子の言動が、現実に祖国と民族の運命の死活にかかわる「拒俄」という切実な問題を媒介として広く共感をよび、留日学生界を中核とした清国の全学生層をその重要な苗床と化しつつあつたという事実である。

清末に於ける国内情勢の緊迫は、日露開戦の前夜にあつて、はやくも、ここまで昂進していたのであり、かかる学生界の現実動向が、とりもなおさず、また、かの梁啓超をして後退をよぎなくせしめた具体的契機ともなつたのである。

二 歴史的由来 一張之洞の場合を手がかりとして一

ところで、上來みてきた如き危惧警戒を北京政府が抱いたのについては、所謂吳孫事件などを契機とし、いま又、拒俄学生軍の結成をめぐる清国学生界の現実情勢に一段と拍車をかけられたという以外に、より根源的な歴史的由来があつたのである。

最後にわれわれは「当今第一通曉學務之人」たる張之洞に手がかりを求めつつ、その系譜をあとづけてみたい。

順天時報の「録要」記事である「敵妨革命」(409号)と「改易名色」(452号)によると、かねてから「湖北学生界」の所論動向に警戒を怠らなかつた総督張之洞が、一度、拒俄学生軍の結成を知るに及んで大いに事態を憂慮し、即時、その発行の停止を命じ、任に当つた觀察梁節庵が留学生側の代表王景芳らの抵抗に出会いながら折渉を重ねたすえ、唯「湖北学生界」という誌名の変更のみで、内容には一切干渉しないことで妥協の成立したよしがのべられてあり、これによつても、拒俄学生軍をめぐる政府側と学生界との対立の一斑をさぐりうるのであるが、⁸² 戈公振は、この雑誌について、29年1月、東京で発行された月刊誌で、王璟芳、尹援一を編集発行者とし、藍天蔚、劉成禹、李步青、但薫らを執筆者とする毎号九十余頁、論説、教育、実業、軍事、歴史、地理、科学、理科、時評、国聞、外事、留学紀聞という多方面にわたる内容を持ち、同年4月「漢声」と改名する迄、短時日ではあつたが、国人の覚醒を促すうえに多大の功獻をなしたと述べており、新民叢報⁸³も、当時に於て、すでに、これら留日学生界の諸機関誌に比較して国内発行の誌報の低調さを指摘し「これ又學問の假借すべからざるをみる。内地同學すみやかに猛省すべし」と論評を加えてもいる。⁸⁴ 戈公振のいう29年4月の誌名変更が、学生軍の編成にからむ張之洞の干渉によることは、⁸⁴ 順天時報の記事からすでに明らかであるが、この「漢声」の内容については、魯迅⁸⁴が、それを湖北学生界の特別号だとしながら、表紙に文選の四句を題し「懐旧の蓄念を極べ思古の幽情を發し祖宗の玄靈を光し大漢の天声を振う」とあつたといひ、収めるところは、前述した明末清初の禁書類であり「これは明らかに漢族の繁栄時代を思わせ現状と比較してどのようなかをみさせるもの一旧物光復を必須ならしめる。少しく露骨に云へば即ち排滿だ。より広く云へば排外である」と語つている。以て、⁸⁵ 旺んなる当時の排滿革命の気焰を想うべきであろうが、同時にそれはまた、北京政府が「⁸⁵ 學堂章程禁令」を布告し「悖逆各書」の購閱嚴禁をもつて対処せんとした事情をも首肯させるとすべきであろう。

総督張之洞が湖北学生界出版の当初から、いかに注視を怠らなかつたかについては、張文襄公全集^{一八五} 電牘⁶⁴「致東京蔡欽差總監督汪京堂湖北監督卞守絳昌」の内容からも伺いうるが、⁸⁶ そうした張之洞の態度決定の根底には「近來東遊の學生、習氣甚だ壞、心ず宜しく予防すべし」とうけとられた留日学生界の客觀情勢が横たわつていたのであり、それは、既に、我々の考察し來つたところでもあるが、張之洞の場合は、湖北留日学生界を主として、更に具体的な動きのいくつかが明示されている。しばらく、その顯著な例証を一二あげるならば、

「聞、湖北學生、頗為康黨及南洋學生煽惑、私立一会、議論悖謬、皆与唐才常宗旨、大略相同、實堪駭異」(張文襄公全集一六六「致東京錢念劬」電牘四五)

という「⁸⁷勵志会」なるものの動静や

「查、此等議論拳動、不過借俄約為名、陰實是自立会党、藉端煽衆、以顛国会權力、能把持国家政事、蓄謀甚深甚險」⁸⁸

という新党数百名の上海張園に於ける「⁸⁹仇俄会」の動きに対する張之洞の憂慮がそれであり、而も、そうした動きが、淵源するところ自立軍事件にあり、その宗旨は、すべて唐才常と同断であると規定されている点が、大きくわれわれの関心をひくのである。

勵志会とは「⁸⁹聯絡情感、策勵志節」を主旨として、光緒26年、湖北学生が中心となつて組織された留日学生界に於ける先駆的グループで、康梁派の指導下に結成されたものらしく、事実、唐才常自立軍事件の際には会員のうちから、戦元丞はじめ幾人かの参加者を出しており、従て、事件の直後、「⁹⁰勸戒上海国会及出洋学生文」を布告して留日学生界の自重を要望してやまなかつた張之洞が、閏8月8日、駐日公使李盛鐸や留学生監督錢念劬に打電して、とくに、勵志会を取締るべく意図したのは、充分の根拠があつたとしなければならぬ。

右の勵志会が、東京を場として組織されたのに対し「⁹¹仇俄会」の設立の動きは、上海の張園を舞台に展開され「⁹¹俄約のことにより」新党数百名が集議して流血自主自由仇俄を叫びその趣旨にたつて結成されようとしたものであるが、光緒27年2月18日の「致江寧劉制台上海盛大臣」の電牘で、張之洞が各国利害関係の重複する上海という場所柄だけに、仇俄会の及ぼす国際的影響、とりわけ、げんに進行中のロシアとの外交折渉に悪影響を与える点をおそれ、各国からの申入れもあるから宜しく設法阻止され度いと要求しているのによれば、ここにいう俄約とは、義和団事件の善後策が北京に於て進められている際、ロシアが単独で満洲に関する九カ条の協定を奉天將軍増祺との間に締結し、これを北京政府にのませるべく強要したのに発端する所謂満洲還附についての露清協約（光緒28年3月調印）⁹¹をさし、27年の当時は露都に於て困難な本格的折渉段階に入つていた時期であつた。従て、そうした場合に張之洞が外交関係を慎重に顧慮するのは首肯されるとしても張園の集議を目して俄約に名をかりて民衆を煽動する陰謀だと断定するに至つたのに就ては、それが「新党」の動きであり、張之洞がそこに前年に於ける自立会党と同一の意図を見出したからという理由がみられるのである。

俄約の拒否をめぐる在上海新党なるものの動きがどの様な姿相をおびていたかの手がかりとして、我々の注目をひくものに、清議報（⁷⁴冊）⁷⁵所収の味蕪園集議電争俄約記があげられよう。

これは、汪君德淵告同志文、汪君康年穰卿演説、温君宗堯欽甫演説、将君智由演説、薛君頌瀛仙舟演説の五名の演説をおさめたもので、顔ぶれからしても在上海新党の実体が康梁派の諸氏であつたことを想見出来るが、所論の内容は、「義和団事件の惨状が終つて和議が端緒につき蘇生の思ひをしている矢先き、図らずもロシアが増祺に立約を強要した事実を痛憤して、これは明らかにわが東三省を彼れの藩部としわが官吏をかれの属員とし、わが疆土を彼の版図に収めようとする行動で、一旦不幸にもわが議和王大臣がロシアの脅迫に屈服してその要求に従うならば、虎視耽耽たる「環球諸強」は忽ち必ず相率いて同じく我国に迫り、かくしてわが「禹域神州」は一ヶ月を出でざるうちに「異族」に尽く奪われ「衣冠の冑」これより「奴隸」に墮ち

「神明の裔」これより「夷狄の牧圉」と化するであろう。而も翻つて思うに、戦禍が起れば、我々が必ず「絶無入理の残酷」をうけること歴歴として眼前にあり、北方のみならず南方にまで戦火が拡大するならば、もはや万事休すである。かくして、幸い脅迫の俄約が未だ調印の運びに至らぬ現在、公理のうえからみても当然廃棄すべきこの俄約を拒否すべく、我々は死力をつくして闘うものである」という汪德淵の「告同志文」の趣旨につきと思うが、いま、全般を通じて著るしい特徴は

①ツアーリズム・ロシアの満洲占領の意図に対しては諸外国がそのままに放置すまいという楽観論を甚だしい謬見であると退け(温宗堯)、一旦ロシアの圧力に屈服すれば諸外国は干渉から生ずる開戦の禍をさけて、むしろ、ロシアに倣い、かくて、中国分割の悲劇がもたらされるだけである。恃むところは自力のみ、という欧米帝国主義勢力の中国政策に対する理解のしかたであつて、これは、明らかに日清戦争以来、義和団事件に及ぶまでの彼等の現実体験にもとづいていると思う。

②俄約拒否という国家の大事は官場に委すべきで士民の越俎すべき事柄ではないとか、発言権が北京政府の掌中にある今日、われわれ「蟻蝨の言」など現実になんらの効果をもたらし得ないとかの考え方に対して、「今日国を地球上にたてんとして而もその国民が無気力であるならば、土地の広狭人口の多寡を問わずして必ず滅亡するであろう。「欧州之有民権、亦非自上予之、而、皆由下争之、吾民惟不知争国家之事、是以大禍若此」(蔣智由)いまこそ俄約を力拒すべきときである、と反論力説する民権的自覚の鼓吹であろう。

以上二点が指摘されるが、この場合、後者がとくに軽視し難い。というのは、そこには、祖国の自主独立を願う「愛国心」が「国家とは百姓を合して成るの名」であり「二者は岐視を容れず」とする個人主義的国家観に基調をもち「願くばわが民、国家の利害をもつて一己の利害となさんことを」と希う民権的愛国論⁹²がはつきりうち出されているからなのであつて、欧米の民権を⁹³といて、下から斗いつたものだと云い、⁹⁴歐洲各国には議会制度があつて「百姓」に政治的発言権のある点に言及しているあたり、たしかにこれは張之洞の指摘している通り「国会権力」をもつて「国家政事」を把持しようとする主張としなければならない。加之、仇俄会の情形自体が、報知新聞(4・6)の伝えている、三月二四日午後の上海張園内のアカデーヤ・ホールに於ける集会にみられる如く、会場に飾られたロシア国旗をズタズタに蹂躪して氣勢をあげたり、天津太沽洋行の買弁、薛某の娘で十六才の錦琴が「宜しく李鴻章、慶親王を斬り之に代うるに硬直愛国の士を以てすべし」と驚舌を振うという激しい景況⁹⁴を呈し、この上海にならつて、更に⁹⁵抗州に於ても条約反対の決議を北京に打電する有様であつてみれば、かかる動きを自立会党の陰謀だと断定する張之洞の監視は、いきおい鋭くならざるを得なかつたであろう。

張之洞の勅戒があつたにもかかわらず唐才常自立軍拳兵事件以後、康梁派が依然として根強い動きをつづけていた事実は、26年閏8月1日⁹⁶以来の清議報にあらわれた本館論説、来稿雜文、詩文辭隨録を通読しても察知出来るのであるが、一例として、27年4月前後に於ける自立会残党の動静を伝える上海領事小田切万寿之助の報告書⁹⁷を引用すれば、
「湖広総督張之洞ハ五月二日兩江総督兼南洋大臣劉坤一ヨリ近頃長江一帶ニ於ケル自立会匪近來又

機＝乗ジテ動カント欲シ且ツ塩匪土匪等ヲ糾合シ四月初（清曆）ヲ期シテ事ヲ起サントスルノ風説アリ、当方＝於テハ既＝各所属＝對シ嚴重＝取締ヲナスヘキ旨密防セリ 湖北ハ長江要塞ノ地＝居リ匪徒等尤モ迹ヲ混シ易シ依テ一体＝蔽妨スヘキ旨各属＝命令アランコトヲ求ム云云トノ密電＝接シタリ 然ル＝此時適々武昌漢口等＝於テ会匪数人ヲ捕縛シ之ヲ訊問シタリシ＝其自白セル所皆大同小異ニシテ且ツ匪徒一千余名ハ將サ＝広東省ヨリ湖北＝入り機ヲミテ地方ヲ擾乱スヘキ管ナリト自白セルヲ以テ全く形跡ナキコト＝アラズト認メ一方＝ハ該犯人等ヲ獄舎＝監禁シ置キ尙ホ一面＝ハ匪徒等ノ捕縛＝付キ各属＝密防セリ 故＝頃日保甲局＝属スル各員等ハ夜間ヲ巡行シテ毫モ注意ヲ怠ラス 各城門ノ委員等モ亦タ通行人＝関シ嚴重＝見張りヲナセリ云云」

と「申報」によりつつ、長江流域一帯に於ける自立会残党の不穏な形勢と張之洞、劉坤一両総督の警戒ぶりを報じている。

更に、小田切領事は上海道袁勛樹との面話をあげて、この自立会の不穏な計画に日本人久保豊彦が参加しており北京政府が探査中である旨をのべ、同時に、日本政府による調査かたを要請連絡している。

一体、久保は、⁹⁸前年、清国に於ける唐才常の拳兵事件に関係して甲斐靖とともに入国禁止処分をうけたのであるが、一旦帰国の後、同年冬、陽誠民（東海）と変名偽装して清国に潜入し、浙江江蘇方面の哥老会員を歴訪の末、保皇会の拠点たる上海に行き、やがて、在清保皇会の総弁、左仲遠（^{陳陶} ^{桃癡}）の招きで澳門に赴き、間もなく帰国、明治三四年六月、再び、大金宝と改称して上海に渡り、左仲遠と連絡しつつまたも澳門に向つたところ、⁹⁹日本政府からの追求に驚いて南洋方面に姿をくらまし、同年十月、突然、日本に帰つたものである。久保が、この間、¹⁰⁰何を企てたものか、表面上の名目が回教研究のためトルコ方面へ旅行するということ以外は、唯「上海＝テハ五千兩ノ懸賞」¹⁰¹がその首にかけられていることぐらいしかわからず「其真相ヲ得ルコト」¹⁰²はたしかに「容易ナラズ」であるが、さきに述べた上海張園に於ける拒俄集会の動きを、東京の一清国武官や上海イギリス領事から「康梁派の袁孟華らが日装断髪してひそかに帰国し、長江一帯の地方を煽動し且つ張之洞、梁鼎芬の暗殺を企てている」¹⁰³との情報が張之洞のもとに通報されたり、或は、南京城内にあつても、各衙門各公署及び繁華街に「激越な字句の張紙」¹⁰⁴がなされたりしたという騒然たる情勢と想い合せるならば、そうした渦中での久保の行動が、「清国匪徒ト連絡シ何等カ画策スル所アルハ疑フヘカラズ」¹⁰⁵とみることだけは許されるであろう。

してみれば、張之洞ひいて北京政府が康梁派新党の動きを以て「蓄謀甚深甚險」と危惧し、東京と上海とに着目しつつ深く留日学生界と清国学生層へ及ぼす影響を憂慮せざるを得なかつた事情も、ほぼ、了解出来るのではあるまいか。

かようにして、我々は、張之洞が湖北学生界発刊の当初から、何故にただちに之を新党との関連に於てとらえてその論説を忌諱すること甚だしかつたのであつたかの消息を、可成り実証的にとらえたことと思うが、然らば、事態は、拒俄学生軍の場合に於ても、全く同断であつたとしてよろしい。異常なまでに「唐才常の宗旨」に敏感かつ脅威を覚える張之洞の態度には、外ならぬ彼自身が、光緒26年の唐才常自立軍事件の弾圧当事者であつたことを思えば、云わば公私に亘つての切実な歴史的因縁が纏つていたわけであり、ましてや、拒俄学生軍の隊長、藍天蔚が、「湖北学生界」の有力メンバーであ

り執筆者であつたに於て、その運命は言わずして明らかであらう。¹⁰⁶

4 むすび

満州撤退に関する露清密約にからみ光緒29年3月、七項目の新要求がツァーリズム・ロシアから強要された事態を直接の動機として、大きくもえあがつた学生軍の結成をめぐる拒俄運動の様相は、如上の考察で、ほぼこれを解明し得たと思う。

留日中国学生界の、云わばもりあがる力を結集して組織されようとした拒俄学生軍の性格は、ひとり、留日学生界のみでなく、例えば、京師大学堂学生有志の請願文にも雄弁にものがたられている通り、清国内地の全学生界に於ても、既に、輿論化しつつあつた拒俄意識の所産に外ならなかつた。それは政府の指揮下に入つて拒俄の先鋒たろうと自ら規定しているところからも知られる様に、民族の自由と祖国の独立とを願う清末中国学生界の危機意識と防衛意志との結晶ともみなしうべく、従つて、そうした彼等の抵抗のありかたは義和団事件の致命的打撃からたち直るべく努力していた清朝にとつて、むしろ、歓迎されて然るべきであるかとさえ思われた。にも不拘、当時、王之春弾劾事件の示唆する如き内患をいだいていた北京政府は、局外中立を守るという志向からそうした動きをすべて拒否したのであるが、而も、その実質的な拒否理由には、留日学生界に於ける義勇隊組織の動きを「拒俄」に藉口する「革命」運動であるとみなす態度が横わつていたのであつた。政府側のかかる疑惑と警戒とには、蔡鈞密書事件の場合などからも容易に想見出来る留日学生界の反政府的な支配傾向が、所謂吳孫事件以来、とくに激化し且つその急速な浸透過程として、蘇報案で知られる愛国学社事件をひとつの重要な指標とする国内学生界に於ける排滿共和革命への傾斜という不穏な風潮の拡大にてらすならば、首肯するに難からぬ根拠があつたとしななければならない。のみならず、張之洞の場合が如実に証明している如く、北京政府当局のかかる危惧感には、26年の唐才常自立軍事件¹⁰⁷にまで遡りうる歴史的系譜が辿られる。然りとすれば、北京政府の留日学生界ひいて清国全学生層に対する不信には深い陰影が伴うものとすべく、それ故、いま、たとえ、学生側に於て、当局の弾圧態度を「誣妄も甚だしい」と痛憤したにもせよ、政府の変法自強と興学育才の基本性格にして不変である限り、そして又、学生界の背後にあつてこれに影響を与える梁啓超らに集約される如き新党派の根強い動きが消失せぬ限り、かかる学生界の動向は、到底、許し難いものであつた。然し、日露開戦に際しての日本国内に於ける強い刺戟のうちに「拒俄」をもつて祖国の運命にかかわる民族的課題であると確信する留日学生にとつて、このような政府の態度は徒らに平和をもつて現実の危機を模稜せんと計る姑息な畏俄政策以外の何ものでもなかつたと考えられたが故に、学生軍の不許可ばかりか、国内に対しては「近来士気浮囂、謬説を高唱して妄りに国政に干預し、糾衆して学堂規條の変更反対を企てる形勢は断じて許し難い」¹⁰⁹とする立場から、京師大学堂を手はじめに「官私各学の流弊」の防止策を次々に実施し、国外に対しても、西太后の諭旨を奉じて日本側と慎重協議のうえ、張之洞の起案になる「約束游学生章程」「自行酌弁立案章程」「鼓勵畢業生章程」という留日学生取締規則¹¹⁰が結実するに及んでは、馮自由の所謂滿政府の甘心売国に対する忿懣¹¹¹も、その内容に於て複雑深刻なひびきを帯びて来ざるを得なくなつた。¹¹²

かくて、爾後留日学生界を中核とした清末中国学生界の動向は、次第に北京政府との対立の様相を深めて対決というかたちをあらわにしはじめ、梁啓超の後退にもかかわらずそれをのりこえて、例えば、30年10月に於ける黄興、蔡元培、陶成章らの湘鄂閩浙一帯にわたる叛乱陰謀事件¹¹⁵の具象する如き革命風潮が、思想言論に於てのみならず実践的にも有力に擡頭し、それが同時に、魯迅の所謂一部の排滿革命分子と政府の態度に慊らぬ一般学生との結びつきをいよいよ離れ難くして、孫文自伝に所謂革命風潮初盛時代の内容に見逃し得ない色調を加味して、中国革命同盟会の成立基盤を成熟させ、やがては、清末革命の日程を本格的軌道にのせて行くこととなるのであつた。

かかるいみに於て、拒俄学生軍の結成をめぐる光緒29年から30年にかけての留日学生界を主軸に展開された清末中国学生界の動向は、當時に於ける在上海紳商らの動きともからんで、我々の関心をひいてやまないものがあると思う。(一九五三・六・二稿了
一九五三・一・二・三一補筆)

(附記) 本論の起稿にあたり、東京大学植田捷雄博士と早稲田大学実藤恵秀教授及び都立大学坂野正高助教授外務事務官栗原健氏に貴重な御配慮を賜つた。記して学恩を深謝致します。

註解

- 1 信州大学紀要第二号所載の拙稿参照
- 2 馮自由「革命逸史^{第二集}」所収の「猛回頭作者陳天華」と新民叢報^{第三年}「陳天華之蹈海」同報^{第四年}「對於陳烈士蹈海之感歎」をみれば大体が了解出来よう。然るに当時の日本諸新聞は陳天華の憤死について全く見当違いの報道論評を加え「遺書」などは黙殺して了つている。
- 3 「論我朝自開國以來、政尙寬大、朝野上下相与乂安、近復奉行新政、力圖富強、乃竟有不逞之徒、造為革命排滿之說、煽惑遠近、淆亂是非、察其心迹、實為假借党派陰行其叛逆之謀、若不剴切宣示嚴行查禁、恐譁張日久、愚民無知被其朦惑、必至人心不靖、異說紛歧、不特於地方有害治安、且於新政大有阻礙、著各將軍督撫、飭地方該管文武官吏、明白曉諭、認真嚴禁、自此以宣諭之後、倘再有怙惡不悛、造言惑衆者、即重懲賞格、隨時嚴密訪拏、詳細訊究、除無知被誘不預逆謀、准其量予未減及改過投首並能指拏魁黨者、不惟免罪並予酌賞外、其首從各犯庶應照謀逆定例、尽法懲治、如有拏獲首要出力之員弁、准狀尤優獎、惟不得株連無辜致滋擾累、倘該文武胆衛顧忌緝訪不力、由該將軍督撫、認真嚴參、以期杜絕亂萌而維大局」がそれである。因みに、馮自由が陳天華について「民報出版末一月、值日本文部省徇清公使所求、頒佈取締留學生規則」と述べているのも私見の妥当性をうらづける一資料と云えよう。
- 4 外務省「小村外交史^上第八章」を王芸生「六十年来中国与日本^{第四卷第}三十六章」と併照のこと。
- 5 革命逸史^{初集}「青年会与拒俄義勇隊」並びに「中華民國開國前革命史^{第七}章」
- 6 以上の諸論説はすべて欽冰室文集^{第二冊}にある。又、清議報については、同右集^{第三冊}の「清議報一百冊祝辭並論報館之責任及本館之經歷」同^{第四冊}「三十自述」同^{第十冊}「初歸國演說辭」乃至は新民叢報の折込み広告たる「編輯清議報全編緣起及凡例」の外、戈公振「中国報学史」と林語堂「シナに於ける言論の發達」馮自由「革命逸史^{初集}」の「横浜清議報」などが有益な参考史料となる。
- 7 「青年会与拒俄義勇隊」所収。これによれば「前拋御史參奏、東京留學生已尽化為革命黨、不可不加防備、又日本蔡鈞來奏、此間革命業已組成軍隊、將托拒俄一事分奔各地、前歲漢口唐才常一事、則託勤王以謀革命、此間則托拒俄以謀革命、其用意与唐才常相似、而党羽較密、編練尤嚴各語、不勝詫異…前已飭蔡鈞、汪大燮、於在日本東京留學生舉動、務加詳察、各直省地方官於留學生之返國者、亦暗為防堵、遍佈耳目、昨聞袁世凱密摺、內言東京留學生若干人編練數軍、希圖

- 革命…朕以為該学生等既反叛朝廷，朝廷亦不得妄為姑息，蔡鈞汪大燮与在日本東京留學生，即可時偵動靜，地方督撫於各學生回國者，遇有行蹤詭秘，訪聞有革命本心者，即可隨時獲到，就地正法，然亦須分別首從，不得誣陷善良，此為朕万不得已，保全國本以固邦交至意云云」とあり北京政府側の事情が可成りはつきりするが，論告のうち，拒俄学生軍を目して唐才常自立軍事件と同断とみている点は小論の第三章の歴史的由来の場合と相併考すると極めて明白となる。
- 8 満清稗史所収，なお外務省記録文書「在本邦清国留學生關係雜纂雜ノ部」所収の公信第二二九号にも小田切万寿之助の報告がある。
- 9 革命逸史^{初集}「青年会与拒俄義勇隊」前掲文書所収の「乙秘第一七五，第一七九，第一八一，第一八五，第二一一，第二一七号」
- 10 クリシチイ「奉天三十年^{下卷}」第17, 18, 19章」参照
- 11 「小村外交史^上第八章」所引の Thayer, Life and Letters of John Hay 11. p. 368 なお，当時のロシアの行動については矢野仁一博士「日清戦役後支那外交史」も参考となる。
- 12 「小村外交史^上第八章」所収の小村の「対露交渉意見書」
- 13 「二十世紀の怪物帝國主義」と「万朝報」記事（明治33年11月17日）
- 14 井上清「日本の軍国主義^Ⅱ第二篇第三章」参照
- 15 当時の日本国内情勢の概観には，新聞集成明治編年史⑩⑪が簡便である。
- 16 光緒朝中日交渉史料^{卷67}四九九—「軍機処電寄岑春煊論旨^{29年12月28日電寄檔}」この電論は岑春煊の東三省回収論に対してその不可を云つたもので当時の政府当局の意向を端的に示唆する史料であるが，この外，拒俄論者の雄たる張之洞の奏電が収録されていない点も注意に値しよう。
- 17 清季外交史料^{卷一八}一—東華統録^{光緒朝}一八五—光緒政要^{卷二九}・王芸生「六十年来中国与日本卷四」など参照
- 18 新聞集成明治編年史⑩一九二頁所収
- 19 順天時報641号の「時事録要」
- 20 東華統録光緒朝一八〇～一八三のうちに頻出する岑春煊の電奏やそれへの論告例えば29年7月辛卯の条の奏摺に「惟是禍患之来，匪一朝夕，推厥原始由於營伍廢弛者半，由於吏治廢弛者半，營伍之咎，實蘇元春一人尸之云云」とか「伏念匪之起也，非天特生一種為匪之人也，民不安其生，拳全省之民皆可化而為匪，匪之平也不能悉舉，…廣西之乱，既由吏治敗壞而生，則廣西之治必賴吏治澄清始可，擬懇天恩明降諭旨，嚴戒廣西官吏，嗣後如仍有罔恤民瘼貪婪殘酷者，即行嚴弁云云」とかあり，之を秋7月甲申の条にある柯逢時の「廣西地處邊陲，實閩南疆全局，近年糜爛至此，兵久無功殘賊生靈，為害最酷」という奏摺や8月丙辰に於ける柯逢時の奏陳，冬10月乙丑の惲毓鼎の奏陳にいう「方今廣西匪乱未平，東三省變端方起，民心惶惑已極不安，若再以此擾之，則游勇會匪之徒，必且借端煽惑，劫末著而乱先萌，誠不可不慮…擬請特降諭旨，飭令各督撫，体察情形熟權利弊，妥議開弁，給以不擾民為第一要義，使天下皆曉然，於朝廷受養民生，慎重如此，則民心固結愛戴益深，尤有裨於時局云云」などに併考すれば事態の重大さが了解されるであろう。従て，12月辛亥の論が
- 「論軍機大臣等，俄日相持益急，如竟決裂，勢處兩難，自當妥籌弁法，除奉直遼要各地方，應由北洋統籌布置派兵嚴防外，所有沿海沿江沿邊各口，務須加意扼防慎固封守，各省匪黨游勇伏莽孔多，誠恐妄造謠言，乘機作乱，致別國籍口復生他變，尤宜預為防範，並飭屬認真保護洋人財產教堂，倘有奸徒煽惑，即行嚴飭懲弁，勿稍疎虞」と云い同じく丙子の論が局外中立の宣言をするのに併せて同様趣旨を述べたのはかかる国内情勢の如実な反映であつたわけである。なお，8月癸酉9月丁酉の論をみれば王之春以下地方官の大量処罰の事情がわかる。

- 21 新民叢報^{第三〇号}の雑評「借法兵之抗議」同じ叢録門「會議彙記」同^{第三一号}の雑評「港人電逐桂撫」
- 22 同右の「會議彙記」なお同報^{第三二号}の雑評によれば上海紳商が広西滿州の事に鑑み「非合大群則不足以應此大變」を知つて馮鏡如を首倡者として一千人が「四民公会」をつくつて政府官憲に對抗して民権の確立、輿論の結集を企図したことが報ぜられてある。当時に於ける紳商の動きを伝えるものとして、興味がある。
- 23 新民叢報^{第二九号}の政界時評「開門揖盜」同^{第二八号}の政界時評「法人又請代我平乱矣」「西乱真肅清耶」同^{第三二号}の紀事「法兵入粵紀聞」同^{第三三号}の「法使要求」
- 24 右報^{第二九号}の政界時評「又借外債」
- 25 右報^{第二八号}の政界時評「法人又請代我平乱矣」
右報^{第三〇号}の紀事「雲南匪耗」同^{第三二号}の批評門「法人干涉滇乱」右報^{第三五号}の「去一凶矣」
- 26 右報^{第四〇号}の批評門「法人何欲煽亂於南方」参照
右報^{四一合号}
- 27 右報^{第三一号}の雑評「港人電逐桂撫」
- 28 順天時報409号「論説」
- 29 同右「論留学有益而無害」
- 30 順天時報435号の「雜俎」にある「留学生之風氣」はその選録である。
- 31 史学雜誌^{六二}所載の拙稿「所謂吳孫事件について」参照
^{の七}
- 32 中山叢書^{第一冊}「伝略」孫總理全書「建国方略」の「心理建設孫文学説第八章」
- 33 革命逸史^{初集}の「東京国民報」「東京国民報補述」によれば、唐才常自立軍事件の際、安徽大通で同謀失敗した秦力山が沈雲翔 駱元丞 楊廷棟 楊蔭杭 雷奮 王寵惠 張繼 唐才質 衛律煌らと一九〇一年五月十日東京小石川区白山御殿町一一〇に事務所を設け英人経鑿爾^{キングセル}の名義で発刊したもので「革命仇滿」の二大主義を宗旨とすると共に自立軍事件に於ける康有為梁啓超の態度を論難するところがあつたという。
- 34 廖仲愷先生哀思録、鄒魯「中国国民党史稿^{第一篇第一章}」及び馮自由「革命逸史」参照
^{第二篇第一章}
- 35 章氏叢書「檢論^{卷九}」の「小過」と同^{卷七}の「相宅」による。但しここに列挙した数名のものが28年に同時に東京で交遊したわけではなく、例えば、鄒容との交渉は同書鄒容伝にもある通り上海で愛国学社創設の折であり、宋教仁との出会いも同書「宋教仁哀辞」や「対二宋」から想察するとやや遅れるようである。なお、馮自由の「章太炎事略」によれば、孫文との面接は25年夏梁啓超に紹介されたのを最初とするという。してみれば章氏叢書の始識云云のいみは革命人としての自覚につながる甚だ内面的含みのある表現と解すべきであろう。因みに、張繼との関係で注目すべきは33年12月の「無政府主義序」や「総同盟罷工論序」であろう。
- 36 馮自由前掲書^{初集}の「章太炎事略」「章太炎与支那亡国紀念会」及び章氏叢書^{文録}「中夏亡国二百四十二年紀念会書」と中日交渉史料^{卷66}、外務省記録前掲文書所収「在本邦清国留学生挙動報告」
^{四七五五}
- 37 新聞集成明治編年史^⑩三一頁の報知新聞記事参照、ここにいう康某なる一少女とは康有為の次女康同璧であるまいか。(陸乃翔「康南海先生伝」)
(梁啓超「南海康先生伝」)
- 38 吳稚暉「中山年系」己亥の条。
- 39 新民叢書の発刊を27年冬とする説は戈公振のいうところで基く処は梁啓超の「鄙人對於言論界之過去及将来」にあるようであるが嚴密にはむろん「三十自述」の云う通り28年1月が正しい。
- 40 これは毎月一回15日発行で洋装一八〇頁の予定で山下町一五番地新小説社から出されたもので

新民叢書^{第25号}の広告によれば

一 本報宗旨、專在借小説家言、以發起國民政治思想、激厲其愛國精神、一切淫猥鄙野之言、有傷德育者、在所必擯

一 本報所登載各篇著訳各半、但一切精心結撰務求不損中国文学之名譽

一 本報文言俗語參用、其俗語之中、官話与粵語參用、但其書既用某体者則全部一律を主要特色とし、内容は、図画、論説、歴史小説、政治小説、哲理科学小説、軍事小説、冒險小説、探偵小説、写情小説、語怪小説、劄記小説、伝奇体小説、世界名人逸事、樂府、粵謳及広東戯本にわたらんことを期したもので、とりわけ、注目に値するのが「新中国未来記」である。これは「旧中国未来記」が旧態依然たるままで行けば将来の中国の惨状が遂に外国の植民地と化し五十年後に至つて辛じて一二省の革命が実現する有様であることを云わんとしたのに対し、義和団事件の後、南方一省いち早く独立して完全な共和立憲政府をつくり各国と平等条約を結ぶのに始まつて、五十年の内に一大聯邦共和国が建設され、東三省にも立憲君主国が出現して聯邦に加入し、産業の開発文学の振興大いに進んで一大文明国となり、やがて、西藏蒙古の主権問題からんで日英米の三国と結んで俄羅斯を撃破し同時にロシア虚無黨を助けて専制政府を倒す、更に又、植民地に於ける黄人虐待問題の解決を計るべく日本フィリッピンと協同して欧米列国と人種戦争の火蓋をきらんとしてハンガリーが調停に入り、ここに北京で万国平和會議の開催となつて兩人種國陣營に平等と友好の條約が締結され大団圓をつけるという構想なのである。そこを一貫しているものは共和聯邦國の政治理念であり人種觀念であり、平等と友好の所謂大同思想であろう。而も滿洲に君主立憲國の出現をいうところは清朝のありかたを示唆したものであり、所謂南方一省とは、恐らく湖南省か広東省に寓意したものと想像される。してみれば、本書が語る大いなる政治ロマンが吳孫事件に激こうする青年に与えた影響は蓋し甚大なものがあつたであろうが、これに就て、漢民曰「余読新民叢多冊、久久莫知梁任公宗旨所在、及読新小説載梁著新中国未来記、中有仮托激烈派李去病問答辭一則、可知任公宗旨仍在民族主義、与其師康有為根本不同云云」余応之曰「任公雖仮托小説中人物宣洩其政見、然既稱為急激派議論、而仍声声歌頌光緒聖明(亦仮托李去病語)可謂自相矛盾、吾人不可被其瞞過」漢民深以余説為然、という馮自由(初集)の問答をいまの我々にとつて極めていみある事例としてここにあげておこう。なお一名海外新中国とよぶ「桃源」という華僑を対象とした政治小説の構想もあわせて三部作とする考えであつたらしい。但し、この新小説報は第三号まで順調にでたがその後梁啓超の海外旅行のため数ヶ月杜絶し29年5月から第四号以下を続刊している。

42 飲冰室文集^{第十冊}「初歸國演説辭」参照

41 所論の基調の変化については、私見によれば、新民叢報自身が、その第四年即ち光緒31年の回顧に「本年之新民叢報」と題して同年第一号以来掲載しつづけてきた開明専制論について「實今日救國惟一之方略也」と主張している点が特に注目に値すると思うが、いまは、ひとまず、小野川秀美助教授の「清末の思想と進化論」の詳論に従つた。

43 戈公振「中国報学史^{第四章}」と林語堂「シナに於ける言論の發達^{第二部 第九章}」参照

44 中国報学史^{第四章}所引、また順天時報681, 693, 694号の「駁禁新書」併照のこと

45 新民叢報^{第24号}の広告によると「浙江潮第一期」の内容は 社説(國魂篇)論説(民族主義論公私篇)學術(政法、権理、教育、歴史)大勢(一般大勢、各国内情、極東經營)日本開見録(日本財政致、去年之議院)小説(少年軍専制虎)新浙江与旧浙江(浙江文明之概略)その他紀事雜録談叢白話等に分かれ、一月二十日發行、洋裝百八十頁、総發行所は上海中外日報館と東京神田駿

河台鈴木町十八支那留学生会館浙江同郷会雑誌部であり、第二期三期と次第に内容を整備して行っている。

- 46 許寿裳「亡友魯迅印象記四」所収
- 47 許寿裳「我所認識の魯迅」
- 48 周作人隨筆集「魯迅についての二」
- 49 魯迅「現代シナに於ける孔子様」
- 51 魯迅「墳」の「雜憶」この外魯迅の全集をひもとくと隨處に清末留日学生の情景描写がみられる。
- 50 黄蕪養回頭は新小説の「廣東戲本」の項に収められ、章氏叢書の文録卷二には「張蒼水集後序」や「書莽蒼園文震余後」があつて後者には「己亥」の年を明記しており、国民報より出版の秦力山「暴君政治」の内容には揚州十日、嘉定三屠について論及されていたことなどがその例証である。
- 52 章氏叢書の文録補編所収の「黄克強遺奠辭」「勲一位前陸軍部総長黄君墓誌銘」、馮自由「革命逸史^{第二集}」の「猛回頭作者陳天華」及同^{初集}「秦毓滲事略」「滿清稗史当代名人事略上」の「黄興」など併照、但し華興会の成立時期については29年か30年か所説まちまちである。
- 53 順天時報 312号所載の「四川奏派遊学章程」のうちの第五就堂七条の第五項にある遊学生の謹守すべき学規に
- 一 中学首綱常、西学首倫理、当務忠君愛國之心、念忍辱負重之義、不得放言肆論、自忘其本
 - 一 当尊敬公使、慎挾交游、不得結党聚會肆行無忌
 - 一 休暇日期、不得至酒楼妓館、既重衛生、無免物議
- の三条があり「以上の三則若し違背あれば一に公使の査知と学政の訪聞を経て即時に学費の支給を停止して帰国を命じ然るべく革懲する」旨規定している。而も、この四川省遊学章程は27年8月の上諭に於て江南湖北と共に嘉称された模範の章程であつたのである。
- 54 東華統録^{光緒朝一七六}の28年10月丁亥に於ける外務部の奏摺
- 55 胡漢民先生哀思録の「胡漢民先生伝略」と革命逸史^{初集}の「未入革命党前之胡漢民」「未入革命党前之胡漢民補述」併照
- 56 順天時報 723号の来稿「駁某大臣所訂学章数則」に「近年揚子江一带学界之風潮、日激日烈、大都皆官立学堂之高才生提倡而鼓舞之也」とあるのがその一例
- 57 光緒政要卷二九所収
- 58 新民叢報第31号の叢録門「学生義憤」の項
- 59 順天時報 409号の「時事録要」
- 60 東華統録^{光緒朝一八二}所収、曰く「論軍機大臣等外務部呈遞魏光燾電拋称、查有上海創立愛国会社、招集不逞之徒、倡演革命諸邪説、已飭禁密拏等語、云云」
- 61 新民叢報^{第二号}の「教育時評」の「愛国学社与教育界之前途」参照
- 62 同右報^{第七号}の「教育時評」所収の「中国教育会全体會員頓首寓書」
- 63 新民叢報^{第五号}の「國聞短評」所載の「行人失辭」東京朝日新聞^(4.8)東京日日新聞^(4.3)日本新聞^(4.6)
^(4.3)読売新聞^(4.7)^(4.10)二六新聞 (4.8) など併照
- 64 二六新聞 (4.8) の「青年国民党と清公使」日本新聞 (4.8) の「清国公使の答弁」によれば、両名の申入れは三月三十一日で面接したのは四月六日午後であり、質問事項は密書発送の有無と

内容とその影響についてである。

66 同右所収

67 日本新聞 (4.7) の「密書事件と外務省」と梁啓超の「行人失辞」「在本邦清国留学生関係雑纂
雑ノ部」所収「在本邦蔡公使本邦へ留学生見合セノ意見本国外務部へ上申シタル件」関係文書

68 読売新聞 (4.10) の「某消息家の談」

69 中外通信の記事

70 新民叢報^{第二号}の余録門「南洋公学学生出学始末彙記」と国聞短評「南洋公学学生退学事件」

71 新民叢報^{第二号}の問答のうち「再者鄙人現充理南洋公学善後事宜、頗費斟酌、尙乞示我模範感
且無既矣」という問いに梁啓超のこたえたもの。

72 革命逸史^{初集}の「中国教育会与爱国学社」「陳夢坡事略」新民叢報^{第二号}「愛国学社与教育界之前
途」参照、なお、内部事情というのは中国教育会派と南洋公学派との対立であり、排満民族主義
イデオログたる章炳麟鄒容に対する南洋公学派の分派運動で呉敬恆はこの時南洋公学派に味方
したらしい。これについては右の史料の外章氏叢書「鄒容伝」を併照のこと、因みに碑伝集補卷
57の同伝は章氏叢書からとつたものである。

73 戈公振「中国報学史^{第四章}第五節」所収。

74 同右書によれば「章炳麟駁康有為書」(5.5)「殺人主義即復仇主義以四万万人殺一人能不快
心」(5.7)「滿人九世深仇」(5.23)「客民篇」(5.8)「特別要聞東京留学生捏造上諭」(5.10)
「說革命軍有男降女不降、生降死不降、老降小不降、総之驅逐滿人巨輔真主」(5.14)「康有為
与覚羅氏之關係」(問5.5)などがそれであるという。

75 中日交渉史料^{卷67}四八九三「南洋大臣魏光燾致外務部電」同書^{卷67}四九七一「南洋大臣魏光燾致外務部
電」と清季外交史料172「鄂督端方致枢垣遵旨查禁長江一帶革命邪說電」同書 173「江督魏光燾督
端方致枢垣查禁上海愛国会並拿弁鄒容等電」同「江督魏光燾致枢垣報租界拿犯歷來最為棘手電」
及び戈公振の前掲書^{第四章}第五節所収の註二、註三にいうイギリス側の態度や蘇報案供詞によれば、最
初無造作に逮捕しようとしてイギリス領事から租界の権利侵害として拒否され、あわてて所定の
公式手つづきをとつて逮捕出来たことや審理過程で苦心した次第などが伺われるが、これを新民
叢報^{第三号}「呂海寰乃敢与国民宣戰耶」同^{第三号}「南党獄」の具体的記述と参照すると一段と面白い。
なお、逮捕の経緯について革命逸史^{第二集}の「吳稚暉述上海蘇報案經過」が詳細な敘述をしてい
るが、但し「陳吉甫陳子及劉竜皆禁三年而出並未即解、独太炎受禁二年成為大名」とあるのは、成程他
史料未見のことで注目に値するものの章太炎を二年と誤っている点や中山年系で蘇報案に無関
係を主張している点、愛国学社内部の紛糾で章炳麟と対立関係にあつたことなどを考慮するとい
ま全面的には信頼しかねるものがある。まして、章炳麟と鄒容に重点のおかれたことが前述の論
告に明白なるに於てである。いまの場合、むしろ我々にとつては、竜積之問罪理由に唐才常自
立軍事件参加がうたわれている点が興味深い。獄中に於ける章炳麟鄒容の事情については「鄒容
伝」と「徐錫麟陳伯平馬宗漢伝」(章氏叢書^{碑伝集補})が参考となる。なお前掲外務省記録文書甲秘第一
〇七号文書も併照のこと。

76 革命逸史^{第二集}「革命軍作者鄒容」鄒魯「中国国民党史稿^{第二篇}第一章」

77 戈公振前掲書所収、なお、当時、革命軍がいかに愛読されていたかについては、魯迅の「雜憶」
や「章太炎先生に関する二、三のこと」並びに「胡適自伝」の「三、上海にて」の「この頃は梁
さんの文章が最も勢力のある時代」であつたことと共に「王言君が鄒容の革命軍を借りて來たの
を私たち幾人かが廻覧したが誰も非常な感動を受け」夜、舎監巡廻の後「そつと起きては蠟燭を

つけ順番に一冊の革命軍をうつした云云」と革命軍の青年学生界に対する深甚な影響を活写しているところに明らかであろう。

- 78 鄒魯「中国国民党史稿^{第二篇}第一章」所収。
- 79 同右
- 80 章氏叢書「檢論卷八」所収。
- 81 右書の「文録二」
- 82 戈公振「中国報学史^{第四章}第六節」
- 83 新民叢報^{第二}六号の学界時評「叢報之進歩」
- 84 魯迅「而已集」の「香港を略談す」同「且介亭雜文」の「病後雜談の余」
- 85 戈公振の前掲書^{第四章}第七節所収。
- 86 張文襄公全集^{卷一八六}電牘65「致武昌端署制台梁署塩道台」
- 87 同右^{卷一六六}電牘45「致東京欽差」
- 88 同右^{卷一七二}電牘51「致江寧劉制台上海盛大臣」
- 89 革命逸史^{初集}「勵志会与訳書彙編」「壬寅東京青年会」併照のこと。
- 90 張文襄公全集^{卷一〇四}公牘19「咨出使日本国大臣送勸戒国会及示稿、26年9月14日」
- 91 小村外交史第八章参照
- 92 清議報75冊^(27年2月21日)「味莼園集議電争俄約記」に於ける執筆人の跋文
- 93 右の薛君頌瀛仙舟演説
- 94 新聞集成明治編年史^⑩所収。当日は汪康年が会長であつたというが、日曆3月24日は清曆2月5日に当るからこの報知新聞の報道事実はおそらく張之洞の電牘にいう二回の会合のうち後者に属する際の記事であろう。
- 95 清議報75冊の「中国近事」所収「志士演説」
- 96 例えば、逆賊張之洞罪案(63)与張之洞書⁽⁶⁴⁾張之洞勸戒上海国会及出洋学生文書後(66) 駁后党逆賊張之洞于蔭霖誣捏偽示(66) 詭光緒廿六年十二月初十日上諭證註(73) 弔烈士唐才常⁽⁷⁵⁾傷時事、勵志歌十首(89) 祭漢難諸烈士文(91) 辛丑八月祭漢口諸烈士文(94) などそのいくつかである。
- 97 外務省記録文書^{「明治卅一年一月}公 信 第^{卅四年十月}一八〇号」清国各地暴動雜件」所収「回天票匪自立会匪=関スル件
- 98 張文襄公全集^{卷一〇三}公牘18「扎江漢閩道照会日本領事激懲匪犯」「咨出使日本国大臣請照会日本政府将甲斐靖按律治罪」「咨出使日本国大臣請照会日本政府嚴禁匪人來華」
- 99 外務省記録文書右同書所収「機密第八号」の香港領事加藤本四郎の外務大臣曾彌荒助宛文書
- 100 右文書所収「秘第二八一号」の愛知県知事冲守国の外務大臣小村寿太郎宛文書
- 101 右文書所収「乙秘第五九六号」文書
- 102 同右「秘第二八一号」文書
- 103 同右「送第三九号、受第七三〇一号」文書の漢口領事瀨川淺之進報告
- 104 同右「公信第一九〇号」文書「南京及長江不穩ノ風説及ヒ張之洞トノ往復電報=関スル件」
- 105 同右「秘第二八一号」文書
- 106 然のみならず革命逸史の敘述によれば事実、革命的意図が一部にあつたよしを伝え且つ滿清^{当代名人}史^{事略}下の陶煥卿の項も湯爾和鈕鏡生の二代表が特派されたのはそうした目的のために袁世凱

を説得しようとしたためであつたと述べている。だとすれば、北京政府の危惧警戒は当然至極のことであろう。なお、馮自由によればこの秘密がもれたのは王景芳が裏切つたからだという。

- 107 この問題については近く拙論を發表する予定である。
- 108 順天時報 ⁴⁰⁹710号
- 109 順天時報 723号の「来稿」
- 110 東華統録 ^{光緒朝}二八四の十一月丙午の条参照
- 111 同右書182の八月丁卯の項、張文襄公全集 ^{奏議}六一「籌議約束鼓勵遊学章程摺並清單」
- 112 中華民國開国前革命史 ^{第七}章参照
- 113 註52の外「孫文自伝」鄒魯「中国国民党史稿 ^{第三篇}第四章」及び「満清稗史 ^{当代名人}事略」の黄興陶煥卿の伝など併照
- 114 壬寅東京青年会 青年会与拒俄義勇隊 東京軍国民教育会 秦毓遷事略 参照

Summary

A STUDY OF THE CHINESE STUDENT ARMY TO RESIST CZARISM-RUSSIA

Kazumi NAGAI*

(Historical Institute, Faculty of Liberal Arts and Science.)

This Article is a interim report of my study about the Sun Yat Sen Revolution which I have published already in a few article in Journal of Shinshu University.

I aimed in this Article to stateout concretely how things were going on in the Age of so-called Sun Yat Sen's earlier Revolution through the movement of Chinese Student Army to resist Czarism-Russia, especially the conditions them existent both in Peking Government and in the students party. Namely its content is as fellows :

The Student Army was organized by the Chinese resident students in Japanese school during the year previous to the Russo-Japanese War with an ardent wish to make resistance against Czarism, but it was rejected by Peking Government on the ground of its having a revolutionary tendency. Of course it was enough well-grounded that Peking Government rejected the demand of the students, after the series of revolutionary movement by which the Grount had been afflicted during the several previous years, Tsai-chün (蔡鈞) Confidential Document Incident, Wu-Sun (吳孫) Affair in the resident students party in Japanese schools and the patriotic society accident of Chang ping-lin (章炳麟) group at Shanhai, especially when these movements had been found out to have derived from the Tang sai chang's (唐才常) Independence Army Affair at the Boxer Trouble more or less.

In such a manner the interrelation between Peking Government and the student party grew threatening day by day in spite of Liang chi-chaos' (梁啓超) return to the absolutism.

The Base of Sun Yat Sen Revolution began to move brightly. (1954.2.15)

* Assistant Professor of Shinshu University.